

原子力開発と住民参加

リスト

はじめに

は、行政の大きな混乱と能率のいちじるしい阻害・労力の浪費を惹起することにもなりかねない。

一 原子力開発が今日直面している重要課題の一つは、いかにして原子炉・核燃料再処理工場などの安全性・環境保全に対する一般国民とともに地元住民の不安感・不信感を解消し、その理解と協力を得るための法的手段を模索するにあるといつよい。

今日までのところ、日本の原子力行政は、どちらかといえば、住民を行政権の客体としてとらえ、実質的に公正な行政を確保することよりも、むしろ技術専門性に藉口して独善に堕り、行政の便宜と能率を志向して運用されてきたおそれなししない。このことがえって住民の不信感を増幅し、原子力船「むづ」の事件に典型例をみたように、住民によりフィードバックせざるをえなくなつたとき

国学院大学助教授
保木本一郎

加する趣旨・目的を方向づけることになる。

三 わが国の現状では、一般的にいつて、行政過程の手続面での法的規制は不備であり、事実上の手続すなわち、法律や条例による手続的規制を欠く行政過程をも重視すべきであろう(4)。

原子力開発をめぐる住民参加の手続についての法的規定(5)は、今のところ極めて不備であり、わずかに、「原子炉の設置に係る公聴会開催要領」(昭和四八年五月二二日)および「原子炉の設置に係る公聴会開催要領の実施細則」(昭和四八年七月二十四日)、地方自治法一〇九条四項所定の地方議会常任委員会の行なう公聴会制度が存在するに過ぎない。

この住民参加とは、行政における意思決定過程に対して「素人」(lay)の公的参加を許容する制度に外ならない(6)。行政における意思決定過程は、政策ないし計画の形成・決定・実施にいたる行動連鎖であるが、これへの「参加」という言葉は、このうち、政策ないし計画の形成と決定に対する「分有参加」(shared participation)であつて、裁量的選択の「不斷の対話」の準備と姿勢が求められる。過去の技術革新時代とは違つた、技術の受け入れ側つまり一般住民との間で「不断の対話」の準備と姿勢が求められている。

二 もしこのような「対話」と「フィードバック機制」が運動するとすれば、民主的制度に不可欠な行動様式、例えば、討論・論争・説得・交渉・妥協が、行政の過程・決定にもち込まれざるをえなさい。ここでは、住民が単なる受動的な、行政権行使の客体から主體者の地位に上

余地のはとんどない既定の行政意思の実現を担う末端行政機構の一部に組み込まれることは、参加ではなく、たんなる「行政的包摶」(administrative involvement)なのである(7)。このことは、法的手段の探求というアプローチをとるために、立法論への「私案である」と御諒恕いただきたい。

(1) 國部逸夫「行政手続」現代法4現代の行政一〇八頁。橋本公宣「行政手続」行政法講座三巻五五頁。小高剛「行政手続

ジユリスト

1975.2.1 (No.580)

の再検討(1)」法學雑誌一九巻一号一五
頁。

(2) ここで参加主体である「素人」と
は、当該行政分野で公務員の地位をもたな
い私人的意味で、別の領域の行政分野で公
職者の地位を有するものでも、一般住民と
同一本革に立つ限り、参加の主体になりう
る(大森証「行政における機能的責任とグ
ラス・ルーツ参加(1)」國家学会雑誌八三巻
一・二号六九頁)。

(3) 大森・前掲六九一七〇頁。

(4) 杉村敏正・行政手続法一八頁。

(5) 「原子炉の設置に係る公聴会開催
要領」および「実施細則」は、住民・科学
者の要求をうけて、原子力委員会の定めた
行政立法であって、国会制定法ではない。

一 原子炉の設置に係る
公聴会とその問題点

一 わが国における原子炉の安全審査
の従来からのプロセスは、大略以下のよ
うなものであった。原子炉を設置しよう
とする者から内閣総理大臣に設置許可の
申請が提出されると(原子炉等規制法二
三条二項)、内閣総理大臣は、許可を与
える場合に、あらかじめ原子力委員会の
意見をきき、これを尊重しなければなら
ない(同法二四条二項)。原子力委員会
には、三〇人以内で組織されている原子
炉専門審査会(これが置かれているが
(原子力委員会設置法一四条の二第一項
および一四条の三)、原子力委員会が内
閣総理大臣から意見を求められると、委

員長の指示によって、審査会が原子炉の
安全性に関する調査審議をする(設置法
一四条の二第二項)(2)。

これに対し、地元住民や科学者の間か
ら、原子力基本法二条にいう「公開の原
則」を根拠にして、安全審査の経過と資
料を開示し、アメリカで実施されている
ような公聴会(3)を開くべきであるとい
う声が強く、これをうけて、昭和四八年

になつて、原子力委員会が定めたのが、
「原子炉の設置に係る公聴会開催要領」
および「実施細則」である。

二 この要領および実施細則による
と、公聴会は、原子炉の設置許可基準につ
いて内閣総理大臣から諮問があり、原子
力委員会が、「必要と認めるとき」(要領
一項一号)で、原子炉安全専門審査会の
審査で公聴会での「意見を参考とするこ
とができる時期に開催しなければならな
い」(要領一項二号)とされている(4)。

公聴会の開催地は、原則として当該原
子炉の設置予定地域を含む都道府県の県
庁所在地(実施細則二二項)で、公聴会
は「原則として公開とする」(要領二
項)。

「地元利害関係者として」意見の陳述
を希望する者は、原子力委員会(以下委
員会という)に「利害関係の内容および
陳述意見要旨」を委員会が指定する日
(5)までに届け出る(要領三項)。

委員会は、希望者の中から意見述べ

る者を指定し(要領四項一号)、同一意
見とみなされる陳述者は一名にしばり、
事案に対し異なる陳述意見の内容を有す
る者があるときは、「一方にかたよらな
いよう」に指定する(要領四項三号)。

委員会は、「必要があると認めるとき
は」、原子炉設置者に対し、「説明を行な
う機会」を与える(要領四項四号)。

公聴会は開催予定日の六〇日前に公示
され(細則二一項)、「公聴会の事案に係
る資料」(6)は、「公示が行なわれたとき
はすみやかに、あらかじめ定められた場
所において総覽の用に供さなければなら
ない」(実施細則二〇項)。

公聴会は、委員会が指名した原子力委
員会主宰者とし科学技術庁原子力局職員

などの補佐によって行なわれる(実施細
則二項)が、意見陳述者の発言時間は
「五分以内」に限定され、「終了しない
部分は文書により」(実施細則一一項)
提出され、事後的に総覽に供される。發
言者は原子炉設置者と指定された意見陳
述人に限定され、一五分を越えて発言す
る陳述人および公聴会の参加者が秩序を
乱し不穏な言動をするときは、発言禁止

だけが対象とされており、核燃料再処理
施設設置を含む原子力発電の全システム
が、自然・社会環境などのような影響を
及ぼすかという総合的な視点がない。

三 この原子力委員会主催の公聴会開
催要領・実施細則に対しては、各方面か
らいろいろと異論が出されたが、日本科
学者会議などの指摘する主な問題点は、
次のようなものである。

(1) 公聴会開催要領によれば、原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会
に伝達され、審査会の安全審査報告書が
提出されたときには、委員会は伝達事項
について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

提出されたときには、委員会は伝達事項

について説明を受ける(要領六項一号)。

委員会が内閣総理大臣に対して答申を

行なった後に、安全審査報告書および公
聴会において陳述された意見の検討結果

説明書が公表される(要領八項・実施細
則一九項)(7)。

公聴会で陳述された意見のうち原子炉

の安全性に関するものは安全専門審査会

に伝達され、審査会の安全審査報告書が

大型、集中化、新型のいずれかの条件をみたしているか、地元の知事の要請がある場合でなければ、公聴会が開かれない。自治体の議会の決議、一定割合の地域住民の要請、日本学術会議の要請に基づいても開催を保障すべきである。

(4) 意見陳述者が地元利害関係者に限定されている(8)。

(5) 質疑・討論がいつさい禁止されている。

(6) 公聴会で陳述された意見に対する原子力委員会の検討結果は、「説明書」というかたちで、委員会が許可についての結論を内閣総理大臣に答申する時点でしかあきらかにされず、それについての疑問や、その後の新しい事態に即した反論などがないといい許されない(9)。

(7) 講師者の取扱選択が、原子力委員会の一方的裁量にゆだねられている。

(8) 問題点が解明され、住民が納得するまで、十分に討論することを保障し、公聴会の回数・時間・人数などを制限すべきでない。

(9) 公聴会の混乱を理由に口述をやめて、文書提出だけで終了させることができないで、いわゆる「治安対策」の配慮をしている。

(10) 日本学術会議が専門家レベルで検討会を行なう機会を保障すべきである。

(11) 陳述人が提起した問題に関する委員会や審査会の記録を公開し、その内容

をさらに公聴会の対象とすべきである。

(12) 「公聴会の事案に係る資料」の縦覧は、県庁や町役場などの限られた場所でのみなされていて複写さえも制限されている。これを、日本学術会議でも縦覧可能として、意見陳述者にも配布すべきである(10)。

四 以上指摘されている問題点には、それぞれ重要な法的論点が伏在しているが、住民の行政過程への能動的参加の法理という観点から重要なのは、(1)豊富なる安全性などの審査をめぐる公聴会をして十二分な質疑討論の場を保障することと、(2)意見陳述人の中に、素人 (lay) を補佐する意味で、地元住民の推薦する科学者を含め、論点の科学的整理を行なうことにあると思われる。

わが国において、いくつかの実定法による安全性能の審査をめぐる公聴会を同列にとらえることは妥当でないと思われる。地元住民は、原子炉の万一一の事故、日常運転に伴う環境汚染、温排水などのかんによつて、極めてシリアスな生命・健康などへの実害を受ける可能性に囲繞されることになるため(14)、真摯によつて公聴会制度が採用されているが、その目的は、広範囲で多数の者の利害に関する行政処分・計画決定を行なう場合に、事前に、広く一般の意見を聴べきでない。

(11)、「その目的は、広範囲で多数の者の利害に関する行政処分・計画決定を行なうのである。告知 (notice)」証拠の提出と陳述、反対訊問 (cross-examination)による相手方の証拠に対する反論 (rebuttal)、証拠に収束された決定などのすべてを期そうとするものであつて、聽聞が、もっぱら、行政処分によって自己の権利・利益を侵害される相手方や利害関係人に防禦の機会を与えて、処分の適正化を期そうとするのと異なる。公聴会は、広く一般の意見を聞く手続であるから、

「どまる」(2)と説かれている。これは、例えば、通商産業大臣が、電気料金その他の供給条件を定める電気事業者の供給規程やその変更を認可しようとするときに、公聴会を開き、広く一般の意見をきく場合(電気事業法一〇八条)を考えれば妥当な見解であり、英米法にいう「陳述型聴聞」(argument type of hearing) (13)に相当すると解されよう。

しかし、原子炉の設置許可の大前提となる安全性などの審査をめぐる公聴会を同列にとらえることは妥当でないと思われる。地元住民は、原子炉の万一一の事故、日常運転に伴う環境汚染、温排水などのかんによつて、極めてシリアスな生命・健康などへの実害を受ける可能性に囲繞されることになるため(14)、真摯によつて公聴会制度が採用されているが、その目的は、広範囲で多数の者の利害に関する行政処分・計画決定を行なうのである。告知 (notice)、証拠の提出と陳述、反対訊問 (cross-examination)による相手方の証拠に対する反論 (rebuttal)、証拠に収束された決定などのすべてを期そうとするものであつて、聽聞が、もっぱら、行政処分によって自己の権利・利益を侵害される相手方や利害関係人に防禦の機会を与えて、処分の適正化を期そうとするのと異なる。公聴会は、広く一般の意見を聞く手続であるから、

心をもつ諸個人ないし社会集団が、行政の意思決定過程で公的な影響力を行使することを承認する民主的な制度である。従つて、民主的制度に不可欠な行動様式、例えば、討論・論争・妥協などを行ふことによっては、行政の諸決定にもち込まれざるをえないことについては前述した。これによつて、行政対象の機能的な協働や同意を確保し、処分権者と複数の価値感をもつ利害関係者相互の説得機能をはたしめるのである(16)。

さらに、住民参加は、専門技術的または政治的情報が、利害関係人から提供される情報収集の場として機能する。責任ある行政官は、利害関係人が提示した技術的知識と民衆の感情 (popular sentiment) に答えなければならない(17)。

そもそも公開の行政手続をとる一つの理由は、行政庁の専門技術的裁量権の行使を統制すること、すなわち、行政過程を公開することによつて行政庁の恣意独断が排除され、慎重な判断によつて合理的かつ公正な処分を行なう努力がなされることが期待される点にある(18)。原子力行政の場合、公開された資料・プロセスについての判断については、住民を補佐し、わかりやすいことばでそれを教示し、論点を整序する科学者・専門家の参加が、ここにおいて必要不可欠なものとなつてくる。

元来、住民参加は、さまざまな価値関

従来、原子炉安全審査会の委員は最高

1975.2.1 (No.580)

の権威者であるから、その審査結果は信頼すべきであり、その所見に対する他からのチェックは必要性がない、というのが建前であった。この自己完結性こそ、開発推進主体による規制という一律背反的な原子力委員会による自己規制の考え方の典型であり、パリック・アクセプタンスの確保にとっての大きな障壁であった⁽¹⁹⁾。

バックデータをも公開した上で、開発・規制双方の専門家によるクロスチェックや、アメリカにみられるような介入者(Intervenor)による反対質問にやるやれる徹底した公聴会制度の必要性も指摘されよう。

(1) メンバーは、学識経験のある者および関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する(原子力委員会設置法四条の三第一項)。非常勤(同法一四条の三第三項)であるところ、安全審査に専念できるかどうか疑問であるところ指摘もある。

(2) 別に、通産大臣の諮問機関である原子力発電技術顧問会が、電気事業法四一条所定の工事計画認可段階で、工事の検討を行なっているところ(内田秀雄「原子炉安全の事前評価」日本原子力学年誌 Vol. 14, No. 12 (1972))。

(3) ヘンリクはおける原子炉の建設許可(construction license)と運転許可(operation permit)のそれぞれの段階で実施される公聴会(public hearing)の実態と問題点について、Environment Law Review 1971, pp. 411-412 参照。

(4) 實施細則四項によれば、公聴会は、原子炉安全専門審査会が当該原子炉の安全審査を開始した後三月以内に開催するものとする、と規定している。

(5) 實施細則六項によれば、公聴会は、原子炉安全専門審査会が当該原子炉の安全審査を開始した後三月以内に開催するものとする、と規定している。

(6) これらは、原子炉の設置の許可申請書等の関係資料であり(要領七項)、この時点で初めて公開されることになるが、柏崎原子力発電所については、住民の意をうけた市長の要請に基いて、東京電力が、地盤基礎資料の一部を、設置許可申請書を安全専門審査会に提出する前に公開した(朝日新聞昭和四九年一月二〇日付)。

(7) 昭和四八年九月、東電福島第1原

子力発電所一号炉の公聴会がはじめて行なわれ、安全性以外にもクローバルな意見が陳述されたが、昭和四九年四月二七日、原子力委員会は答申とともに検討結果説明書を公表したが、公開の原則について、「具体的な個々の資料をすべて公開すべし」と要請しているものではなく、一切公開するといふば場合によっては、本来の目的たる研究開発の効率的促進、原子力行政の民主的運営の趣旨に沿わなくなることさえありうる(朝日新聞昭和四九年四月二八日付)。

(8) 「地元利害関係者」の規定があつて、批評の高まりの中、住民の推薦する科学者もある条件をみたせば採用の可能性があるが、ふつうにはないと思われる(川井泰雄・中島篤之助編「原子力発電をどう考えるか」一四頁)。

(9) 中島篤之助・安斎育郎・日本の原

電監視体制や技術的能力についても重大な疑惑が提起されたが、安全審査には少し反映されなかつたと指摘されている(同書)。

六六頁)。

(10) 以上の問題点について、日本原

子力産業会議「原子力年鑑」一九七四年版一

五一頁、三宅・中島編「前掲書」一四頁参照。

(11) 火薬類取締法五三条、漁業法一一

条四項、都市計画法一六条、私的独立禁止

法七一条、電気事業法一〇八条、土地收用

法三三条一項、ガス事業法四八条などがあ

る。

(12) 杉村敏正「行政手続法」一四四

頁。

(13) Davis, 'Administrative Law

Treatise,' § 7.01-§ 7.09 (p. 407-448)

(1960). いわゆる「ハーバード大橋本公団」。

「社説闘争」行政手続の研究「〇〇〇頁」。

(14) 小高剛「行政法における選正手続の理論

」立命館法学六七号「五頁」以下参照。

(15) いの点を参考し、投票権分の相手方

との競争によっては、本来の目的たる

研究開発の効率的促進

の運営の趣旨に沿わなくなることさえありうる(朝日新聞昭和四九年四月二八日付)。

(16) 「地元利害関係者」の規定があつて、批評の高まりの中、住民の推薦する科学者もある条件をみたせば採用の可

能性があるが、ふつうにはないと思われる(川井泰雄・中島篤之助編「原子力発電を

どう考えるか」一四頁)。

(17) 中村陽一「行政過程における市民

参加」[1] 国家学会雑誌七八卷三・四号一九

三頁以下。

(18) 小高剛「行政手続の再検討」[1] 法

學雑誌一八卷三号七四頁以下。

(19) 川上幸一「原子力の政治経済学」一

八七頁、二八八頁。

一

II

De facto & 住民参加

八七頁、二八八頁。

一

専門家・科学者をまじえた質疑・

応答が行なわれる公聴会は、地方自治体

のレベルでは、今までに何回かその実現

をみていく。

(1)

昭和四八年九月一九日、松江市議

会公害対策特別委員会が、中国電力島根

原子力発電所の安全性などに関する地域

諸団体の陳情を受け、地方自治法一〇

九条四項に基づいて開催した公聴会があ

った。学識経験者四名、利害関係者六名

による公述の後、公述人と市議会の特別

委員との間で質疑が行われた(1)。

(2)

昭和四八年一一月一〇日、玄海原

子力発電所の建設をめぐって、かねて九

州電力が反対団体との話し合いの結果、

両者の合意により発足した「原発問題公

開討論会実行委員会」主催による公開討

論会があつた。これは、電力会社と反対

住民組織の当事者の共催によるもので、

約一〇〇〇名の一般傍聴者の参加のよ

うに、九電側および反対住民側双方から招

いた各四名の学識経験者と双方を代表す

る各五名の質問者によつて意見の発表と

質疑・討論が行なわれた。公開の場で多

くの傍聴者を前にして、開発推進・規制

の双方の科学者が討論を交わした点に今

後の原子力問題の論議に新しい形式をも

たらしたとされる(2)。

二 昭和四七年二月五日、北海道岩内町議会は、地方自治法にもとづいて、原発設置計画との対比といった地域の自然的・社会的特性をふまえた議論がなされたようである(3)。

ところで、原子力発電所の計画から建設までのプロセスをみると、そこにはいくつかの段階がある。

(1) 電力会社は原発を建設したい場所を選び、市町村長や知事と接触、地元の意向を打診する。この段階では、国も関与しないし、住民も知らないことが多い。

(2) 次に、住民への説得工作がはじまる。土地買収、漁業権買収などをめぐる補償金の額、地元の受ける税収(4)・利益、過疎からの脱却などの問題と同時に、原発の安全性などに対するさまざまな情報が与えられる。この段階でも国は直接関与しない。

(3) 地方議会（市町村）の誘致議決、や地元県知事、市町村長の同意が正式に表明される。

(4) 電源開発調整審議会の議決によつて国の電源開発基本計画への組み入れがなされる。

(5) 原子炉の設置許可申請や電気工作物変更許可申請がなされ、審査の後、そ

れぞれ許可されて、建設が開始される。

以上のステップには並列あるいは若干前後するものもある。

三 問題は、どの段階で、どのような行政手続的にみれば、地域の生活構造に根ざす私益原点から出発して、「利益」間の事前調整をはかりつつ(5)、住民の能動的行政参加は、分節的に、市町村、県、国へと上昇型の形態をとるべきだといふ指摘もある(6)。

過去の実例を散見すれば、町長のリコール運動(7)、町議会の誘致決議の撤回(8)、住民投票(9)、といった住民運動もあった。こういった参加型態については、多くの問題点もある。

こういった段階で極めて重要な機能を果たすのは、行政広報(public relations)と、行政の継続的反復的な住民への接触であり、加工された情報であるかどうかの判断材料を住民に提供する科学者の存在もある(10)。

行政が自らの当初の計画・決定を修正する「フィードバック機制」を持つことによる「フィードバック機制」を持つこと

だけに、住民パワーによりフィードバック

だけに、住民パワーによりフィードバック

クセざるを得なくなつたときは、極めて大きな混乱を招来し、住民参加の手続に必要とする柄ちがいな時間・労力・財貨が浪費されることになるからである(11)。

自治体レベルでの原子力開発計画の段階でのフィードバックは、国家レベルでのそれにくらべて、損失は少ないであろう。むしろ、行政が自らフィードバックの可能性を示し、代替案として複数の計画案を提供すれば、住民にとっては、批判・反対・賛同のほかに、選択という

新しい行動範囲を与えることになり、場合によっては、参加の積極化を醸成することにもなる(12)。

原子力開発についての国家レベルでの行政のフィードバックを、限定的ながらも、実定法上認容しているのは、電源開発促進法所定の電源開発に関する総合調査である。

理大臣は、国土の総合的な開発・利用および保全、電力の需給、電源開発の円滑な実施を図るに必要な事項を考慮して、電源開発基本計画を立案し、電源開発調整委員会の議を経て、これを決定し、公表する(法三条一項(二項))。

通常の場合は、「必要な措置を講じても、基本計画そのものは変更されることはないであろうが、法四条一項所定の「他の行政機関の処分が電源開発の円滑な実施に支障をおぼしし」「電源開発の実施が国土の……利用及び保全に重大な影響を及ぼすおそれのある」と國の行政

(法三条三項)。電源開発促進法施行令によつて、基本計画の公表は会計年度ごとに

になされるが(令二条)、最大出力一万千瓦ワット以上の発電所については、当該会計年度において着手する電源開発に

関し、発電所の名称、位置及び発電原動力の種類などの添附が義務づけられ(令三條)でいるので、原子力発電所の開発計画が官報などによって公表される(令五条)。利害関係を有する者は施行令六

条によってそれぞれの国の行政機関の長に意見を申し出ることになるが、地方公共団体の長も国の行政機関の長に対しても意見の申出が認められているのが注目される。これらの意見の申出者は、都道府県知事を経由して、要旨・理由を記載した意見申立書を提出しなければならない(令七条)とされていて、すべての意見申立の内容が、知事には了知できることになつてゐるのも、法制上の特色である。こうした意見の申出があつたときは、國の行政機関の長は、これをしんしゃくして必要な措置を講じなければならない(法三条四項)。

リスト

機関の長が認めるときには、所管行政機関の長と協議することができ、必要があるときは、内閣総理大臣に総合調整を行なうべき」と求めることができる（法四条二項）。内閣総理大臣は、法九条三号から五号までの事項（電源開発の規模・方式・水および土地に関する権利の調整、電源開発を行なう者の決定）についてのみ、ふたたび電源開発調整審議会の議をえて、総合調整を行ない（法九条、四条三項）、審議会は必要あるときは、「関係都道府県知事の出席を求める、その意見をきかなければならぬ」（法一条）といふ構造になっている。以上を連関させて読めば、知事の意見を媒介にして、発電所の規模、方式の変更、電源開発を行なう者の決定の中止といったことも可能にするだけのフィードバック機制の機能する余地が残されている（13）。

五 科学者もを参加させた原子炉の安全性審査などの公聴会は、国レベルの本格的高度のものであっても、前述の計画から建設にいたるどの段階で行なうかは、一つの政策論であろう。そして單回的なものよりは、「不斷の対話」というバブリック・アクセプタンスの要請からみれば、くりかえし行なわれてしかるべきであり、それが住民参加の趣旨に合致することになる。

少くとも、フィードバックによる損失が過重にならず、代替案が呈示しうるような規制が法制度上残されている段階（14）で、資料を全面的に公開した上で、地域住民を中心とする学者、行政の集約的民主的安全審査が、険しいバブリック・アクセプタンスへの、一つの展望として機能するかも知れない。

しかし、これは一つの試みであるに過ぎない。

(1) 原子力年鑑一九七四年版一五二頁。なおこの公聴会では、中国電力と県・町の三者間での安全協定の問題が利害関係者からの意見陳述されたといわれる。

(2) 原子力年鑑一九七四年版一五三頁。バックデータを含めた設置許可申請書や安全審査の解析方法などが共通の場に公開されれば、両サイドの科学者の安全性などをめぐる評価は、相互批判と討論の過程でかなり接近するのではないか。藤本陽一・依田洋「発電炉の災害評価」科学（岩波）Vol.43 No.3, pp.163-170。

これをめぐる新聞記事の内容（毎日新聞昭和四八年二月二二日付）などでもそのよう解する余地がありそうである。

(3) 中島・安斉・前掲一七一頁以下。

(4) 従来の固定資産税の減免措置といわゆる電源三法については、磯野弥生「電源開発関係三法の問題点」法律時報四六巻八号五七頁。

(5) 西谷剛「地方自治と住民参加」自治研究四八巻二号一五九頁以下。

(6) 松下圭一「市民参加と法学的思考」世界一九七三年七月号六一頁以下。

(7) 福井県大飯町の原発対立住民運動（日本経済新聞昭和四六年八月一五日付）。

(8) 和歌山県勝浦町の原発反対住民運動（朝日新聞昭和四七年二月二一日付）。

動（朝日新聞昭和四七年二月二一日付）。

(9) 新潟県柏崎市荒浜地区および石川県志賀町赤住地区的住民投票と県の介入とその経緯（朝日新聞昭和四七年九月四日付）。

(10) 井出嘉憲・行政広報論七六頁。

(11) 近藤茂夫「都市計画と住民参加」自治四九巻九号八九頁以下。

(12) これを条件闘争への堕落に向けての行政の住民操作にしないための歯止めは、もちろん必要であろう。

(13) 昭和四四年五月二三日の電調審では、中部電力浜岡一号炉は、地元側の了解を条件に承認され、漁業組合との漁業補償契約は、昭和四六年二月と四月にそれぞれ締結された（原子力年鑑一九七四年版原子力年表による）。

(14) 有沢広日「監修原子力発電一九頁の向坂正男発言のニュアンスに筆者の考へに近いものがある。

科学者の眞の意味の社会的責任が、今日ほど問い合わせている秋はない。

最後に、住民参加は、原子炉の安全運転の監視行政に、企業内労働者とともに連動されなければならない。万一の事故を禁止するための“共滅防衛権”が、新しく摸索されなければならないであろう。

（ほきゅう・じわのひ）

おわりに

住民参加については、いくつかの陷阱があるといわれている。

運用のいかんによつては、住民の行政に対する反撥と批判とを予想し回避する緩衝機能を果す、「同意の工学」（engineering of consent）に変質する危険性である。

一定の屈折をもつて加工された情報が、一方的に散布されるならば、元來、行政権力の分有である住民参加の制度は、極めて効果的な民衆操作（無意識的

な服従の客体化と包摶）の手段に墮しうる。こうなれば、「公開性の原理」は拒絶され、行政における誤りや不都合は、「秘密事項」（arcana）として隠蔽・秘匿されよう。このよろな「下意上達」から「上意下達」への暗転をチェックできるのは、素人（lay）の立場にある科学者の冷徹な眼しかない。